

令和元年度第2回白馬村子ども・子育て会議 会議録		
日時	令和元年12月16日(月) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時52分	
場所	ふれあいセンター 2階 学習室	
委員		
白馬村教育委員会教育長職務代理	幅下 守	出
しろま保育園長	松澤 ひとみ	出
白馬村子育て支援ルーム長	太田 智美	出
民生児童委員協議会主任児童委員	岩井 良三	出
白馬北小学校長	木下 政道	出
白馬南小学校長	倉科 浩美	出
白馬幼稚園長	中村 豊	出
公募委員	丸山 智彦	出
公募委員	中村 文子	出
白馬幼稚園PTA会長	山田 千夏	出
白馬幼稚園PTA副会長	アンダーソン 千晴	出
白馬幼稚園PTA役員	田中 美由季	欠
しろま保育園保護者会長	望月 真樹	出
しろま保育園保護者会役員	池 真衣	出
しろま保育園保護者会役員	鳴海 久美子	出
事務局		
子育て支援課長	田中 克俊	出
子育て支援課係長	松澤 拓哉	出
子育て支援課主事	原田 瑞希	出

## 1、開会

子育て支援課 松澤係長が開会を宣言

## 2、あいさつ 子育て支援課 田中課長

第1回の会議の際には、子ども子育て支援事業計画の「理念」「方針」という計画の核となる部分について、皆様からご意見をいただいた。この計画は全国の全自治体が現在作成しているところである。特にこの基本理念については、「第1期の計画の理念を継承し…」と記載している自治体が多くあるなかで、白馬村においては、「新しい視点」「キャッチフレーズ」等をお寄せいただいて、事務局の方で吟味した結果、本日の資料にあるように理念を新しく立てるということになっている。それに基づき、「方針」や「施策」を掲げている。

今後5年間、白馬村が子育てに関する予算化を含めて様々な計画を作成していく上で、本日御審議していただく「施策」や「方針」が根本となる。

近年、村当局の方でも子育てや福祉の分野に関して積極的に予算をつけており、従前と比較し、予算の配分も大きくなってきおり、今後もこのような計画に掲げた理念を実現するために子育てや教育を含めて子どもに関する部分については、積極的に事業推進を行っていききたいと考えている。

また、今の時期は来年度の予算編成の時期となっており、本日議論いただいた内容について、来週開催される総合教育会議で協議し、村長や教育委員にご理解をいただきながら今後も事業を推進していききたいと考えている。

本日は、活発な議論がされることを期待する。

### 3、委嘱状交付

今回、委員改選後初めての会議となるため、委嘱状を机上に配布し、交付とする。

任期については、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間。

### 4、委員及び事務局職員の紹介

委員及び事務局職員の紹介は、『資料1 白馬村子ども・子育て会議委員名簿』により、紹介とした。

あわせて、白馬村子ども・子育て会議要綱第4条第2項により委員数15名中14名、過半数の出席があることから、会議の成立を報告した。

### 5、会議運営に関する確認事項

事務局から『資料2』及び『資料3』に基づき、会議運営に関する確認事項について説明。

### 6、会長並びに副会長の選任について

委員の中からの立候補についてはなし。

そのため、事務局案の発表を行った。

事務局案

会 長 幅下 守 氏（教育委員） 副会長 岩井 良三氏（民生児童委員）

上記、事務局案が承認された。

### 7、報告事項

「幼児教育・保育無償化」についての報告

事務局より、『資料4』に基づき、今年10月から実施されている幼児教育・保育無償化について説明を行った。

会 長： 幼児教育・保育無償化についての質問等はあるか。

委 員： 特になし

## 8、協議事項

「(1) 第2期 白馬村子ども・子育て支援事業計画及び基本理念と基本方針(案)について」

『資料5』参照を基に事務局より説明

事務局： 前回1回目の会議後に委員の皆様から出していただいたご意見(基本理念のテーマや基本方針の視点・ポイント)を集約させていただいたものとなる。こちらを基に検討させていただく。

第1期の基本理念のテーマである「子どもたちの幸せ育てる白馬村」との大きな違いとして、子育て支援が健やかな子どもを育てるための支援に留まらず、子育てをすすめる親への視点や、子どもと保護者が共に成長する視点、また子育て支援の諸施策やその結果が、白馬村を成長することにつながるといった意見が多く寄せられている。そこで、この提案を踏まえ、第2期計画のテーマを「心通わせ 子どもも親も生き生きと輝く 白馬の子育て」とさせていただき、基本理念や基本方針を『資料5』のようにさせていただいた。

この内容でのご審議をお願いします。

会 長： 質問意見等はあるか。

委 員： 特になし。

→事務局案が承認された。

「第2期 白馬村子ども・子育て支援事業計画(素案)について」の説明

委員から事前に提出された意見等に対する説明を章ごとに行い、説明を行う。

『資料6』及び『資料7』参照

○第1章の説明を事務局より行う。

会長：第1章への意見等はあるか。

委 員：「No.3 について」

幼児教育・保育無償化の実施について、保育料等のことが記載されているが、副食費について、事務局説明では、45頁に記載されているため追記なしとの説明だが、そうすると全て記載しなくても良いのではないか。また、記載するなら副食費について問題となることが予想されるため、あえて条件によっては無償化になるという記載をした方がよいのではないか。

事務局： この部分については2頁の子育て支援制度の概要というところで、いわゆる平成

27年に施行された子ども・子育て関連3法について記載するところであり、それ以降に、子ども・子育て支援法が改正された部分を記載している。副食費については、無償化にするのか各自治体の判断に任されているところがある。そのため、具体的な施策に記載したという意図がある。

委員： この意見や、この事項以外の質問、意見等はなし。

○第2章の説明を事務局より行う。

会長： 第2章について意見があるか。

委員：「No.9について」

他のお母さんたちと話していた中で、白馬村は、確かに自然が豊かであるが、小さい子どもが安全に遊べる場所がないため、以前、有志で公園の設置を求める嘆願書を提出した。しかし、村からの回答はなかったため、そのような状況では、意見をくださいと言われても意見を出す気力がなくなってしまう。現在、新図書館の計画が進んでいるが、今まで私たちが出てきた意見が色々盛り込まれている。公園が欲しいと言い始めてから10年が経つ。そこまで立派なものなくていいので、意見が無駄ではないということを示してほしい。

また、図書館計画の進捗状況をホームページ等で公開するなど、住民へ情報伝達できるようにしてほしい。他にも、白馬村ホームページの子育てに関する情報がわかりづらい。そのため、子育てに関するものだけを独立させて、絵などを使用し、子育て世代に受けがいいような工夫も必要だと思う。

事務局： 図書館の進捗状況については、担当課に確認を取り皆様にお伝えしたいと考えている。ホームページについても見づらいというご指摘をいただいているので、情報を整理しわかりやすいものに作り直していきたいと考えている。

委員： 具体的なフィードバックはいただけるのか。この会議の委員だけでも、書面やメール等なんでもいいので、頂けたらと思う。情報がもらえないままでは、意見が出しにくい。

事務局： その点については担当課に確認をとり情報が提供できるようにしたい。

会長： 他の意見はあるか。

委員： 第2章については、他に意見や質問はなし。

○第3章についての説明を事務局より行う。

会長： 質問等はあるか。

委員： 意見や質問等はなし。

○第4章についての説明を事務局から行う。

会長： 意見等はあるか。

委員： 未満児の待機児童0を目指すためには、施設の増設等の話が出てくると思うが、それ以上に必要だと思うのが、家庭の教育力を高めるということであると思う。子どもを受け入れられる施設という器を作るのではなくて、親が子育てを自分たちでできるという自信を付けさせる方が大切であると、強く訴えるべきである。中でも「子どもノート」を子育ての教科書として活用することが重要ではないかと思う。育児不安の軽減だけではなく、自分の子どもは自分で育てるという気持ちを持たせることが必要である。

会長： この意見に関連するものはあるか。

委員： 障がい児施策として、臨床心理士や作業療法士の方の支援も必要になる。障がいを持つ子どもを育てる親などが、自分で子どもを大切に育てたい等と思っていても上手くいかないことが多いようである。そのような思いは誰もが思うものであり、子育ては楽しいことや大変だというような気持ちを支えることが必要になると思う。しかし、それは専門的な先生では親も身構えてしまうので、同じ気持ちを持つ人が近くにいて、話を聞いてもらえたりして共有できることが大切である。

会長： この意見に関して事務局からなにかあるか。

事務局： 今の内容については、地域子育て支援拠点、白馬村でいう子育て支援ルームが行っている事業が該当する。そのため、教育力の向上につながる内容をさらに追記したい。

会長： 教育力向上については、事務局で検討を重ねていくということによろしいか。

会長： 他の意見はあるか。

委員： 幼児教育・保育無償化となっているが、無償化になったので子どもを預けなければ損だということではない。無償化は、本当に困っている人たちのために行っていることを理解してもらわないといけないと思う。なので、ニーズがあるから無償にするというのはあまり好ましくないと思う。基本は「家」であるというようなアピールする必要があると思う。

会長： この意見に対して、事務局からなにか意見は、あるか。

事務局： 平成27年に成立した子ども・子育て新法の考え方として、親を育てる親の教育ということが言いづらくなってきており、子どもについても全員受け入れるというような考え方になってきている。最初にご覧いただいた基本理念や基本方針には、「子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもと」と記載しており、具体的な施策についてはそれぞれの施策を謳っていきと考えている。施策の中でも保護者に寄り添う部分や、保護者の教育の部分、保護者が喜びを感じる部分などについては、具体的に施策として伝わるようにしたい。

会長： 他に意見はあるか。

委員： 放課後子ども教室について現在制度は開始されているのか。  
事務局： 現在は実施しておらず、来年度中に実施したいと考えている。  
委員： 他の意見等はなし

○第5章について

会長： 事前に意見がなかったようであるが、改めて意見はあるか。  
委員： 特になし。

会長： 全ての事務局からの説明が終わり、この内容で審議をしたいがよろしいか。  
委員： 特に意見なし。

「(2)パブリックコメントの協議について」

『資料8』に基づき、事務局から説明を行う。

集約した意見を2月下旬ホームページで公開する予定である。そのため、2月の中旬頃に第3回子ども子育て会議を行う予定である。

会長： 何か意見等はあるか。

委員： 特になし

パブリックコメントについても、承認された。

9 その他 特になし

10 閉会 閉会を宣言した。